

「海峡兩岸三地」（中国・台湾・香港）メディアリテラシー その（二） 台湾

山 本 賢 二*

はじめに

2020年はコロナ禍が海峡兩岸三地を含む世界全体を席捲すると同時に、その新型コロナの発生源を中国にあるとする米国とそれを否定する中国に象徴的に現れた米中の対立を基調とする国際関係の中で、経済規模で近い将来米国を超えると予測されている中国の政治モデルが西側からの批判の対象になった。とりわけ、「中華人民共和國香港特別行政區維護國家安全法」（中華人民共和國香港特別行政區國家安全維持法）が2020年6月30日第十三期全國人民代表大會常務委員會第二十回會議で採択され、香港に施行されたことで、1997年の英国の香港返還時に中国が50年変えないとしていた「一国兩制」（一つの国に二つの制度）の「有名無実」化に向けて歩みを一歩進めたことは、西側の価値観を否定するものと映った。もともと、この「一国兩制」は台湾を想定して考案されたものであったことから、異なる政治体制下にある台湾に住む人々は、中国のこの「一国兩制」政策の実態を注視してきた。国際的には中国のWTO加盟は中国の変容を促すであろうとの思惑をもって西側各国は中国共産党の独裁、さらには習近平への権力の集中を目の当たりにして、中国の本質を知るようになっていた。特に、米国のトランプ政権は中国の脅威を喧伝し、西側の中国批判「大合唱」を先導した。それが大統領選挙のための国内向けのパフォーマンスであったとしても、世界の覇権を競う米中関係の現状を世界に知らしめた。こうした鄧小平の言うところの「大気候」（国際的な「大きな環境」）のなかに海峡兩岸三地があった2020年であった。

この2020年、中国においては第十三期全國人民代表大會常務委員會第二十二回會議によって「中華人民共和國個人信息保護法（草案）」（中華人民共和國個人情報保護法草案）が10月21日に全文公表され、11月19日まで「意見聴取」が行われた。以前にも「草案」が提示されるなど議論が続けられ、いよいよ法令化の俎上に乗り、成案作成の段階に入った同法で「個人情報」がその名称のように「保護」されるものなのか、それとも「規制」されるのか、成案がどのようになり、法律として施行されるのかその行方を見守りたい。それは「保障人權」（人權を保障する）という文言を憲法に書き加えたことの延長線上にあるものであり、これまで、集団（国家）の「生存權」と「發展權」を「人權」の第一としてきた中国共産党が「個人」の「情報」をどのように「保護」しようとしているのかを通じて、「人權」を当面どのように考えているのかを知ることができるからである。

また、11月には419頁からなる習近平の『論党的宣傳思想工作』（党の宣傳思想活動について）（中央文獻出版社）が発行された。これはこれまで習近平の関係言論を集めて出版されてきた書籍の総合版のような内容で、2020年2月の講話『做好新冠肺炎疫情防控宣傳教育和輿論引導』（新型コ

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

ロナ肺炎疫病情況防止宣伝教育と輿論の導きをしっかり行おう)の公表できる部分まで収録している。いわゆる「习近平新时代中国特色社会主义思想」(習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想)の構成部分として、宣伝関連の実務に従事する人の必読書になっている。

そして、台湾においては中国の「赤色浸透」に対応して、2019年に「国家安全法」が修正され、2020年12月7日には「中国の情報機関から資金援助を受けて、台湾独立派の情報収集を行う集団を組織していたなどとして、台湾台北地方検察署(地検)は7日、社団法人『中華婦女連合会』の何建華理事長らを国家安全法違反の罪で起訴した。中国と通謀する行為への罰則強化を盛り込んだ同法が昨年7月に改正されて以降、初の起訴となった。」(台北中央社)と伝えられた。

もとより、台湾においては中国国民党一党独裁下にあった時代、取り締まり対象は一に「共匪」(中共)の「浸透」、二に「台独」(台湾独立)であった。それは、中華民国が中国の正当政府であるとの当時の政権の主張があったからである。台湾が民主化された現在、台湾独立を目指す民進党と従来からの国民党の二党対立の背景には台湾をどのように位置付けるのかという政治的観点の相違がある。中国共産党にとっては、葉剣英が1981年9月に第三次国共合作を呼び掛けた対象は中国国民党であり、当時は同党を凌駕する政治勢力が台湾には存在しなかった。台湾に住む人々は常に中国大陆との関係の中で自らの安全を守ろうとしてきた。中華民国政府とともに台湾に渡った人々にとっては「你是中國人，還是台灣人？」(あなたは中国人ですか、それとも台湾人ですか?)などという「アイデンティティ」を問う質問は「愚問」となるが、それ以前から台湾に住んでいた人々にとっては「中国」と「台湾」の間で自分の立ち位置を押し量るための自問自答ともなるのである。

台湾に住む人々はもちろん平和な環境の中で日常生活を送ることを望んでいる。そこには、国民党あるいは民進党という政治的選択肢が二つあり、台湾の人々の選択は総統選挙に反映されてきた。香港における「一国両制」が揺れる中での2020年1月の蔡英文の総統選挙圧勝再選はその典型的な表れであり、それは台湾の人々の民意と言えるであろう。

そして、その民意に影響を与えるものと考えられるのがメディアであり、台湾のコミュニケーション・メディア環境をその歴史を踏まえて概観することは、われわれにとって台湾理解のリテラシーになるであろう。ここでは戒厳令下と戒厳令解除後の台湾におけるコミュニケーション・メディア環境を私的体験と四点の資料を交えて概観したい。

1.0 戒厳令下の台湾—中国国民党独裁体制とメディア

国共内戦に敗北した中国国民党を核とする中華民国政府はその正当性を主張する根拠として中国全土から選出された「国大代表」(国民代表大会代表)を率いて1949年12月7日、台北に遷都した。蒋介石が総統に復職し、胡適が駐米大使となり、西南聯合大学にあった自由主義者の殷海光らも台湾に入った。しかし、その政治体制は1947年1月1日に施行された中華民国憲法はあるものの、1948年5月10日に「動員戡亂時期臨時條款」(反乱平定時期臨時条項)(1991.5.1廃止)が公布されたのに続き、1948年12月10日に蒋介石総統が全国に戒厳令を敷くことを宣言、台湾においては1949年5月20日に戒厳令(臺灣省政府、臺灣省警備總司令部布告戒字第壹號)が敷かれることで、戒厳令下にあった。これに続き、政府は国共内戦の劣勢を挽回すべく中国全土に1949年7月7日に戒厳令(全國戒嚴令)を敷いた。

その「動員戡亂時期臨時條款」は「反乱平定時期」にあつては憲法の束縛を受けず、總統の再選も認められるなど11条からなっており、「第4條 動員戡亂時期本憲政體制授權總統得設置動員戡亂機構，決定動員戡亂有關大政方針，並處理戰地政務。」(反乱平定動員時期には本憲政体制は總統に反乱平定動員機關を設置し、反乱平定の關係大方針を決定するとともに、戰地政務を處理することができる権限を与える。)、**「第5條 總統為適應動員戡亂需要，得調整中央政府之行政機構、人事機構及其組織。」**(總統は反乱平定動員の必要に応じて、中央政府の行政機關、人事機關およびその組織を調整できる。)として、總統の権限を拡大している。すなわち、戒嚴令下の台湾は中国国民党独裁と同時に、それにも増して總統独裁の色彩が濃いものとなるのである。

これと前後して、懲治叛亂條例(反乱処罰条例)が1949年6月21日に公布(1991.5.22廃止)されるとともに、1950年6月13日には「戡亂時期檢肅匪諜條例」(反乱平定時期匪賊スパイ檢挙肅清条例)も公布(1991.6.3廃止)された。また、台湾社会を管理するため、1949年5月27日に「臺灣省戒嚴期間防止非法集會、結社、遊行、請願、罷課、罷工、罷市、罷業等規定實施辦法」(台湾省戒嚴期間集會、結社、行進、請願、授業スト、工場スト、市場スト、業務ストなど防止規定實施弁法)、同28日に「臺灣省戒嚴期間新聞雜誌圖書管理辦法」(台湾省戒嚴期間新聞雜誌圖書管理弁法)、7月28日に「臺灣省戒嚴時期無線電器材管制辦法」(台湾省戒嚴期間ラジオ器材管制弁法)、1952年4月9日に「出版法」、同年6月5日に「臺灣省戒嚴時期郵電檢查實施辦法」(台湾省戒嚴期間郵電檢查實施弁法)、1953年7月27日に「臺灣省戒嚴時期新聞紙雜誌圖書管制辦法」(台湾省戒嚴期間新聞紙雜誌圖書管制弁法)、1960年に「臺灣省戒嚴期間無線電臺管制辦法」(台湾省戒嚴期間ラジオ局管制弁法)、「臺灣地區戒嚴時期出版物管制辦法」(台湾地區戒嚴期間出版物管制弁法)などが陸續として公布された。

こうした法規の発令に伴って、その実務機關もつくられた。台湾を接收した中華民國政府は1945年9月に「台湾省警備總司令部」を設置し、治安の維持にあたらせた。その後、同「總司令部」は1958年5月15日に「台湾省防衛總司令部」、「台北衛戍指令部」、「台湾省保安司令部」、「台湾省民防指令部」と合併し、「台湾警備總司令部」となり、内政部調査局とともに対内情報統制の中核となった。

一方、1949年9月に中国国民党總裁にあつた蒋介石が「政治行動委員會」を設置、同委は蒋介石が總統に復職した1950年に「總統府機要室資料組」(總統府機密室資料組)になり、同組はまた1954年10月に「国家安全局」に改編され、国防會議の下に組み込まれた。これが対外情報を統括する組織で、その後、1967年2月1日に国防會議が廃止され、同16日の「動員戡亂時期國家安全會議」(動員反乱平定時期國家安全會議)の設立とともに、同會議の管轄下に入った。そして、李登輝時代に入って、1993年12月30日に「國家安全會議組織法」「國家安全局組織法」が公布され、「国家安全局」は1994年1月1日に法制化され、法律に基づく中立の行政機關になった。さらに、陳水扁時代になると、2005年2月5日に「國家情報工作法」が公布され、情報機關としてより強固な組織となった。

このほか、対外宣伝には1951年5月15日に、中国国民党中央改造委員會が「宣傳業務小組」を設置し、「反攻大陸」の国家政策の宣伝に当たらせた。なお、抗日戦争期における中国国民党中央宣伝部國際宣伝処の対米宣伝については中田崇「中国国民党の対米写真宣伝1937-1941：國際宣伝処の活動を中心に」(『マス・コミュニケーション研究』2008年73巻 p. 61-77)、同「中国国民党中央

宣伝部国際宣伝処の対米宣伝工作－エージェントの活動を中心に」(『軍事史学』軍事史学会編2008年43巻3・4号 pp.394-410) に詳しい。

さらに、コミュニケーションにとって重要な言語については1949年7月に「臺灣省政府教育廳國語推行委員會」(台湾省政府教育庁国語推進委員会) が設置され、中華民国の「国語」(標準中国語) を台湾に普及させる措置が講じられた。

そして、ここでわれわれが忘れてはいけないことは中国国民党による台湾統治は日清戦争で清朝から割譲され50年にわたって植民地として統治してきた台湾経営の母体が日本から中華民国政府に変わったという歴史的背景があるということであり、その中華民国と日本は、われわれは日中戦争というが、彼らは抗日戦争という、長い敵対関係にあったことである。これに加えて、戦後には、1972年9月に中華人民共和国政府を中国を代表する政府として認め、国交正常化を実現するまで、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約(1951年9月8日調印)の発効と日華平和条約の調印(8月5日発効)によって、日本は台湾にある中華民国政府と国交を維持してきた歴史的経緯があることも含めて考えると、台湾における戒厳状態を議論するには、少なくとも日中戦争期の1942年5月5日に発令された「國家總動員法」(32条)(2004年1月7日廃止)にまで遡る必要があるであろう。同法は「第1條 國民政府於戰時，為集中運用全國之人力、物力，加強國防力量，貫徹抗戰目的，制定國家總動員法。」(國民政府は戦時において、全国の人的力、物的力を集中して運用し、国防力を強化し、抗戦目的を貫徹するため、国家總動員法を制定する。)としてその制定目的を明示すると同時に、その「第22條」に「本法實施後，政府於必要時，得對報館及通訊社之設立，報紙、通訊稿及其他印刷物之記載，加以限制、停止或命其為一定之記載。」(本法實施後、政府は必要時には、新聞社および通信社の設立、新聞紙、通信原稿およびその他の印刷物の記載に対して、制限を加えたり、停止させたり、一定の記載を命じることができる。)とあり、「第23條」には「本法實施後，政府於必要時，得對人民之言論、出版、著作、通訊、集會、結社，加以限制。」(本法實施後、政府は必要時には、人民の言論、出版、著作、通信、集会、結社に対し制限を加えることができる。)とあるように、政府にメディアを管理する権限を与え、「人民」の政治的権利を制限する法的根拠を示している。中華民国政府にとってはその敵が日本から中国共産党および反対勢力に変わる中で、その統治地域を効果的に管理するために「國家總動員法」の継続と戒厳令をはじめとする一連の法令法規を公布し、情報統制を敷いてきたのである。その対象が台湾であった。

以上のような法令法規とその実務機関によって、中華民国政府、実質的には中国国民党による情報統制を基礎とした戒厳令下の台湾(台澎金馬)のコミュニケーション・メディア環境が形成されたのである。

1.1 戒厳令下の台湾のジャーナリズム

1945年に日本から台湾を接収した国民政府はメディアに対する認可検閲制度を採らず自由な環境に置いた。そのため、多くの新聞が登場した。しかし、1947年の228事件発生後、政府は11紙を差し押さえ、民報など8紙が停刊を余儀なくされた。その後、台湾は戒厳令下に置かれ、中華民国政府の1949年12月の台北遷都より、前述したようにメディアに対する統制が厳しくなっていくのである。

ジャーナリズムの具現者として記者に関する法律は国民政府が大陸にあった時、1943年2月15日

に制定施行した「新聞記者法」(新聞記者法でも報道記者法でも可)があった。

同法は「第2条」に「依本法聲請核准領有新聞記者證書者，得在日報社或通訊社執行新聞記者之職務。」(本法に基づいて新聞記者証を申請承認受領した者が、日刊紙あるいは通信社で新聞記者の職務を行うことができる。)として、「新聞記者証」という「関門」を設けるとともに、「第7條」では「新聞記者應加入其職務執行地之新聞記者公會或聯合公會，其地無公會者，應加入其鄰近市縣之新聞記者公會。」(新聞記者はその職務を行う地域の新聞記者公会あるいは連合公会に加入すべきであり、その地域に公会がない者は近隣の市県の新聞記者公会に加入すべきである。)として、「公会」加入を義務化している。この全国、省、市・県に設置された「公会」の「任務」については「第12條」で6項目挙げているが、その「二」に「關於三民主義之闡發與國策之推進事項。」(三民主義の発揚と国策推進事項)、その「三」に「關於宣揚政令與協助政府之宣傳事項。」(政令宣揚と政府に協力する宣伝事項)がある。

また、「第21條」は「新聞記者於法律認許之範圍內，得自由發表其言論。」(新聞記者は法律の許す範囲内で自由にその言論を發表することができる。)とすると同時に、「第22條」では「新聞記者不得有違反國策、不利於國家或民族之言論。」(新聞記者は国策に違反し、国家あるいは民族に不利な言論があってはならない。)としている。そして、この「第22條」などに違反すれば、「新聞記者証の取り消し」の処分が行われることも「第28條」で規定している。

こうした管理色の強いこの「新聞記者法」は台北に遷都してからも、法律として効力を有していたが、時代にそぐわなくなり、2004年1月20日に廃止になった。

もとより、記者のあるべき姿を国民党は国民政府が大陸にあった時、この「新聞記者法」制定以前に、三民主義に基づいて規定するようになった。それが、1941年の中国新聞学会設立とともに会長になった馬星野が母校の米国のミズーリ大学ジャーナリズムカレッジのウィリアム博士の8条に倣い起草した12条からなる次のような「中國新聞記者信條」である。

資料1—「中国新聞記者信條」

中國新聞記者信條

- 一、吾人深信：民族獨立、世界和平，其利益高於一切。決不為個人利益，階級利益，派別利益，地域利益作宣傳，不作任何有妨害建國工作之言論與記載。
- 二、吾人深信：民權政治，務求貫徹。決為增進民智、培養民意、領導民意、發揚民氣而努力、維護新聞自由，善盡新聞責任，於國策作透徹之宣揚，為政府盡積極之言責。
- 三、吾人深信：民生福利，急待改進。決深入民間，勤求民瘼，宣傳生產建設，發動社會服務，並使精神糧食，普及農村、工廠、學校及邊疆一帶。
- 四、吾人深信：新聞記述，正確第一。凡一字不真，一語失實，不問為有意之造謠誇大，或無意之失檢致誤，均無可恕。明晰之觀察，迅速之報導，通俗簡明之敘述，均缺一不可。
- 五、吾人深信：評論時事，公正第一。凡是是非非，善善惡惡，一本於善良純潔之動機，冷靜精密之思考，確鑿充分之證據而判定。忠恕寬厚，以與人為善，勇敢獨立，以堅守立場。
- 六、吾人深信：副刊文藝，圖畫照片，應發揮健全之教育作用，提高讀者之藝術興趣，排除一切誨淫誨盜，驚世駭俗之讀物，與淫靡頹廢冷酷殘暴之作品。

- 七、吾人深信：報紙對於廣告之真偽良莠，讀者是否受欺受害，應負全責。決不因為金錢介入，而出賣讀者之利益，社會之風化與報紙之信譽。
- 八、吾人深信：新聞事業為最神聖之事業，參加此業者，應有高尚之品格。誓不受賄！誓不敲詐！誓不諂媚權勢！誓不落井下石！誓不挾私報仇！誓不揭人陰私！凡良心未安，誓不下筆。
- 九、吾人深信：養成嚴謹而有紀律之生活習慣，將物質享受減至最低限度，除絕一切不良嗜好，剪斷一切利害之關係，乃做到貧賤不移，富貴不淫，威武不屈之先決條件。
- 十、吾人深信：新聞事業為領導公眾之事業，參加此業者對於公眾問題，應有深刻之了解與廣博之知識。當隨時學習，不斷求知，以期日新又新，免為時代落伍。
- 十一、吾人深信：新聞事業，為最艱苦之事業，參加此業者應有健全之身心，故吃苦耐勞之習慣，樂觀向上之態度，強烈勇敢之意志力，熱烈偉大之同情心，必須鍛鍊與養成。
- 十二、吾人深信：新聞事業為吾人終身之職業，誓以畢生精力與時間，牢守崗位。不見異思遷，不畏難而退，黽勉從事，必信必忠，以期改進中國之新聞事業，造福於國家與人類。

(www.rootlaw.com.tw/LawArticle.aspx?LawID=A040150031003700-0000101)

上掲の「中國新聞記者信條」は、「一」に「われわれは信じる。民族独立、世界平和、その利益はあらゆるものに優る。断固として個人の利益、階級の利益、派閥の利益、地域の利益のために宣伝を行わず、建国活動を阻害する如何なる言論や記載も行わない。」、「二」に「われわれは信じる。民権政治は貫徹を希求する。断固として民智を増進し、民意を育て、民意を指導し、民気（人々の気持ち）を発揚するために努力し、報道の自由を擁護し、ジャーナリズムの責任を全うし、国策について透徹した宣揚を行い、政府のために積極的な言論の責務を尽くす。」、「三」に「われわれは信じる。民生福利は改善が待たれる。断固として民間に入り、民の苦しみを求め、生産建設を宣伝し、社会奉仕を働きかけるとともに、精神的食料を農村、工場、学校及び辺境一帯に普及させる。」としている。すなわち、「一」で「民族独立」、「二」で「民権政治」、「三」で「民生福利」を掲げ、三民主義の「民族、民権、民生」を反映させているのである。

こうしたジャーナリズム観には当時の国民革命を率いた国民党の方針や蒋介石の考えが反映されている。これはウィキペディアなどでよく引用される「1930年、中国国民党は『三民主義を最高の指導原則とし、党の政治綱領を宣伝材料とし、党の立場を堅持し、中央の態度を態度とし、党の機密を厳格に遵守し、絶対的に上級党部の指揮を受け入れ、出来る限り一派一系に利用されることを回避し、党徳を維持する。』との『党紙原則』を提起した。当時国民政府軍事委員会委員長であった蒋介石は公開の言論の中で、「党機関紙が党を代表するのと人民を代表するのは統一されたものである。党と国家のために発言することは、人民大衆に代わって話をすることであり、新聞事業は党、国家と人民の間で橋渡しの役割を担うものである。」と表明するとともに「報道は第一に迅速であること、ニュースがニュースになる理由は、内容が新しいことにある。第二に確実でなければならない。もし報道宣伝が事実と違ったり、あるいは完全に虚構であったりしては必然的に読者の信頼を失う。第三に政府側の政治ニュースを報道するばかりでなく、経済建設に向け、労農大衆に向けてのニュースの方向に発展するべきである」と強調した。（『维基百科』『中华民国的政治宣传』）とある。

そして、これもウィキペディアが引用するのであるが、1940年における蒋介石の発言がある。一

つは1940年3月23日の中央政治学校ジャーナリズム専修班甲組卒業式での「今日新聞業之責任」(今日のジャーナリズム業の責任)と題する訓示、もう一つは同じく1940年の7月6日における同校ジャーナリズム専修班卒業式での「怎樣做一個現代新聞記者」(如何にして現代の新聞記者になるか)と題する訓示である。「中正文教基金会」(http://www.ccf.org.tw/cccf001/index.php?option=com_content&view=categories&id=103&Itemid=256)がウェブサイトにはアップしている『總統蔣公思想言論總集』によると、前者は日付が3月21日、表題が「勉勵新聞界戰士」(新聞界の戰士を勉勵)とあり、「對中央政治學校新聞專修科第一期畢業生講一」(中央政治学校ジャーナリズム専修科第一期卒業生に対し語る)、後者は日付が7月26日になっている。このようにウィキペディア(中文版)の執筆者との相違があるが、ここでは原文全文がアップされている『總統蔣公思想言論總集』に基づいて、蒋介石のジャーナリズム観について少し触れる。

蒋介石は前者において、「總理有言，宣傳即教育，故新聞記者應為國家意志所由表現之喉舌，亦即為社會民眾賴以啟迪之導師。」(総理に発言有り、宣伝はすなわち教育である、ゆえに新聞記者は国家の意思のあるところに従い表現する喉舌になるとともに、社会民衆の啓発の頼みとなる導き手となるべきである。)として孫文の発言を引用、新聞記者として巣立とうとしている卒業生に「国家」の「喉舌」、「民衆」の「導き手」になるべきだとし、抗日戦争期にあって「如何宣揚國策，統一國論，提振人心，一致邁進，以達驅除敵寇復興民族之目的，而完成三民主義國家之建設，實唯新聞界之積極奮起是賴。」(如何に国策を宣揚し、国論を統一し、人心を鼓舞し、一致して邁進し、これによって敵を駆逐し、民族復興の目的を達し、三民主義の国家の建設を完成させるのに、実に新聞界の積極的奮起のみを頼りとする。)として、「普及宣傳」(宣伝普及)、「宣揚國策」(国策宣揚)、「推進建設」(建設推進)、「發揚民氣」(民氣發揚)の四点に尽力するよう呼びかけた。

また、後者においては、新聞事業の改革に当たって「傳遞迅速」(迅速な伝達)、「報導確實」(確実な報道)、「定價低廉」(安価な定価)、「發行普遍」(幅広い発行)を目指すよう語る中で、「而我們現在的新聞事業，要闡揚三民主義，宣傳一貫國策，更要以服務為目的，不僅不能以營利為目的，而且要不惜成本，不惜犧牲，充實內容提高效率，要本此精神來經營，然後新聞事業纔能普遍深入社會民眾，纔能真正發生宣傳效果！」(そして我々の現在の新聞事業は、三民主義を發揚し、一貫した国策を宣伝しなければならないが、さらに大切なのは奉仕を目的としなければならない、営利を目的としてはならないのみならず、原価を惜しまず、犠牲を惜しまず、内容を充実させ、効率を向上させなければならない、こうした精神によって経営することで、始めて新聞事業は社会民衆の中に普及、深く入ることができ、始めて真に宣伝効果を生むことができるのである。)として当面の方向性を示したうえで、新聞記者の役割を「現代新聞記者就是社會的導師，他們主宰社會輿論，他們發表一篇評論，不僅可以領導民眾，而且可以影響政府，各位學生到本校受新聞的訓練，不僅要學習專門的技術，尤其要認識新聞記者地位和責任。」(現代の新聞記者は社会の導き手であり、彼らが社会輿論を左右し、彼らが論評を發表すると、民衆を導くことができるばかりでなく、政府に影響を及ぼすことができる。学生諸君は本校でジャーナリズムの訓練を受けたが、専門的技術を学ばなければならないが、とりわけ新聞記者の地位と責任を認識しなければならない。)と指摘すると同時に、中国における新聞記者のあるべき姿について「我們要以國家民族的利益為我們奮鬥的目標，既不可隨波逐流，喪失革命精神，更不可憑個人的恩仇好惡，感情用事，尤其是我們作了本黨的新聞記者，我們的宗旨在於闡揚主義，宣傳國策，來完成我們抗戰建國的使命，更不能不忍辱負重，昭示真

誠、以取得人家的諒解，得到人家的幫助！」（われわれは国家民族の利益をわれわれの奮闘目標にしなければならず、流れに流されて、革命精神を失ってはならず、なおのこと個人の恩讐好悪によって感情的に物事を運んではならない。とりわけ、本党の新聞記者になったからには、われわれの趣旨は主義を宣揚し、国策を宣伝し、われわれの抗戦建国の使命を達成するところにあるので、なおのこと辱めに耐え重責を担い、真誠を明示し、人々の理解を勝ち取り、人々の支援を得なければならない。）として、「三民主義的新聞記者」（三民主義の新聞記者）になるよう呼びかけた。

こうした蒋介石の訓示が、馬星野が1934年から教鞭をとる中央政治学校（前身：中央党校）で行われたことは上述した馬の「中國新聞記者信條」と軌を一にしていることを示している。

これより先、馬は「三民主義的新聞事業建設」（三民主義の新聞事業建設）（『青年中國』創刊號，1939年9月30日・『新聞學季刊』1940）を発表している。孫文が「次植民地」、毛沢東が「半植民地」と称した当時の中国には国共両党のメディア以外にもさまざまな背景をもった新聞などのメディアが存在したコミュニケーション環境の中でのこうした呼びかけは国民党による党国体制構築の一環であった。

しかし、上述の党国体制は国共内戦に敗北した国民党が台湾にその政府を移し、戒嚴令を敷く中で、始めて実現されるとともに、中国大陆で中国共産党が中華人民共和国を打ち立て、一党独裁を確立する中でそれを実現したことは歴史の皮肉ともいえるのかも知れない。

なお、この馬星野は1945年11月に国民党機関紙中央日報の社長となり、1952年に辞職するまで7年間にわたって同紙運営の責任者であった。その後、国民党の宣伝部門を統括する中國國民黨中央委員會第四組主任にもなり、1959年にパナマ大使としてパナマに派遣された後、1964年には中央通信社の社長・頭取、中国新聞学会理事長を歴任、1985年には總統府国策顧問として招聘され、1991年台北で逝去した。同じく国民党とともに台湾に渡り、1949年に中央通信社の社長にもなり、1994年に逝去した曾虚白が国立政治大学新聞学院主任兼新聞研究所所長となりジャーナリズム教育の基盤を整えたのに対し、馬は渡台後は国民党政府の宣伝を中心とした実務に従事した。この両氏に触れることなく台湾のジャーナリズムを語ることはできない。

付言すると、こうした中国国民党の輿論攻勢に対して、中国共産党は1941年5月7日に「中央宣传部关于展开对国民党宣传战的指示」（国民党に対し宣伝戦を展開することに関する中央宣伝部の指示）を下達している。この「指示」は決して過去のものでもなく現在の中国共産党の「宣伝戦」を理解する上で極めて有益であり、参考として下記に転載する。

資料2—「国民党に対し宣伝戦を展開することに関する中央宣伝部の指示」

中央宣传部关于展开对国民党宣传战的指示
(一九四一年五月七日)

(一) “七七”事件爆发后，国民党因为要应付抗战，它的内外政策有过很大的改变。但是由于它要维持以为地主大资产阶级为首的一党统治，它的抗建政策都是两面性的，服从于它的抗建政策的宣传政策，也是两面性的，这政治上和宣传上的两面性，表现在：一方面抗战，他方面随时进行投降

阴谋；一方面联共，另一方面随时进行反共活动；一方面要求精诚团结，他方面强行绝对统一；一方面要求民众参战，他方面强行统制民众；一方面高唱精神动员，另一方面厉行思想统制；一方顶强调三民主义，他方面修正三民主义；一方面强调文化教育，他方面厉行复古主义。诸如此类，不胜枚举。

为了贯彻这种两面性政策，国民党更采用各种各样的两面性的和虚伪的宣传战术，这就是在进步的东西（比抗战前）中夹着反动的东西，以冠冕堂皇的辞句，掩盖着反革命的实质；对自己则隐恶扬善，无理说应有理，坏的说成好的；对别人则隐善扬恶，有理说成无理，好的说成坏的；对老百姓及落后分子，则欺骗蒙蔽；对我党及进步人士，则造谣污蔑，并实行“以理论对理论”、“以政治对政治”、“以文化对文化”、“以量胜质”的战术，尤其是利用它的统治地位厉行思想统制、物质统制、检查统制，并滥用“法令”、“军纪”等作武器，来转制军民的口舌与抗议。尤其重庆时期以后，国民党的反动宣传，更为变本加厉。我们必须展开对国民党的宣传战，以正全国人民的视听。

(二) 对国民党展开宣传战的总方针，是多方揭破其反动宣传，更加扩大我党的政治影响，更加提高人民的觉悟程度，更加争取广大的同盟军，以便坚持抗战到底，达到抗战与新民主主义的胜利共和国。[1] 为此，我党进行宣传战的基本政策是：一方面坚持抗日第一与抗战到底，坚持抗日民族统一战线与新民主主义政治，坚持真正三民主义与总理遗嘱，并多方揭露国民党反共投降的阴谋罪行，及其违反三民主义与总理遗嘱的言论行为，以推动国民党进步分子，争取其中间分子，孤立其反动分子。又一方面，争取社会的广大同情者和同盟军，来共同反对国民党的反共、投降，反对其反动的复古主义和一党专制主义，在这方面，我们要强调思想、信仰、言论、研究、创作、出版、教育之自由，要赞助广大中间分子自由主义立场，要同情被压迫、被排斥的地方势力。

(三)，对于国民党的抗战方面和合理方面的宣传，我们应出以拥护和赞助的态度，但估计它在这方面的两面性、不彻底性（反动的宣传）、虚伪性（掩盖着反动的实质）、局限性（地方的、时间的与问题的局限性），不可笼统地、抽象地、一般地去拥护，而应分别对待之：

1. 只拥护它的真实进步和真实合理的东西。
2. 批评它的不彻底性，揭露它的两面性、虚伪性、冲破它的局限性。因为有推进它的进步合理的作用，所以在采用正面的直接的方式有利时，即采用正面的直接的方式，否则采用迂回的侧面的方式。
3. 利用它的进步即合理的一面，以打击它的反动的错误的一面。“以子之矛，次子之盾”这个战术，在对国民党进行宣传战时，需要灵活的使用。
4. 把它的进步的和合理的宣传，变成群众性的鼓动，造成“支票兑现”运动。

(四) 在反对国民党在思想上、政治上一般反动宣传时，我们应以马列主义批评其反动理论，以真正三民主义和总理遗嘱对抗其修正三民主义，以新民主主义文化对抗其复古主义文化，以三大政策（毛泽东同志在《新民主主义论》中所解释的和我党所实行的）击破其反动政策。

(五) 国民党不敢正视现实（由于它自己阶级的没落性），所以在它要表扬自己打击别人时，它就尽量搬出世界上一切没落阶级所惯用的宣传武器，这就是虚伪、夸大、造谣、掩饰。为要击破它的这种宣传，应坚持革命现实主义的和真正科学的立场，我们宣传鼓动中某些夸张的东西是不必要的。

(六) 在反对国民党的反共宣传时，应注意以下原则：

1. 以科学立场，解释共产主义和中共适合中国国情之需要。
2. 以客观事实证明八路军、新四军及各抗日根据地的合法地位（合于三大政策的三民主义，合于总理遗嘱，合于抗战建国纲领）。
3. 以真凭实据粉碎其造谣诬蔑，以公开揭露对付其秘密宣传。
4. 在反对一般的反共宣传中，应当遵行有理、有利、有节的原则，并需要以说理明事的态度，去贯彻义正辞严的立场，以便争取社会的尤其是中间分子的同情。
5. 但对于顽强的、有影响的反共对手（人或言论），则应向之进行系统的斗争，直到他全军覆没，哑口无言为止。

(七) 要同国民党展开全面的（国民党已开始这样做）、进攻的（国民党方面一般是防御的）宣传战。这就是说，要从理论的、政治的、军事的、文化的、文艺的（今天以前我们在这方面多多少少做了些工作），以至教育的、经济的、历史科学和自然科学的（这些方面至今我们做的很少），各方面都建立和巩固我们的作战阵地。要做到这个地步，就要我们计划的培养和调节各方面的干部（国民党在这方面有极大的困难和弱点），有系统地加深他们专门研究。

(八) 在瓦解反动宣传方面，不但应当从外面来击破它，还应当乘隙打入国民党的各种宣传堡垒里面去瓦解它，尤其要善于利用其内部矛盾而各个击破之。在反对反动宣传和扩大进步宣传方面，应当同时使用合法战与非法战，应当动员外围军和中间力量，并利用外国宣传机关。为要胜利地使用这些战术，就需要我们灵活地、正确地执行宣传战方面的统一战线政策，善于建立、扩大和巩固外围力量与中间力量，善于处理秘密工作与公开工作的联系，务求长期的保护宣传战方面的内线工作、外围力量与中间力量。

(九) 在国民党区域的出版发行工作（党的和同情者的），要以精干政策战胜国民党的量胜政策，以分散政策抵抗其统制政策，以隐蔽政策对抗其摧残政策。因此，需要改变和改善宣传战方面的组织工作，主要是出版发行工作。

(一〇) 知己知彼，百战百胜。我们要能战胜国民党反动宣传，就必须一方面熟悉我党政策、口号及其实际，熟悉我党和我党领袖人物的言论、文献（国民党中有些颇注意研究我们这方面），又一方面熟悉三民主义及国民党历史，熟悉其文献、政府法令，熟悉其内部派别、领袖人物及言论（国民党颇有一部分人善于引经据典）。但要做到这地步，就必须纠正党内（同样宣传工作干部中）相当普遍的轻视或忽视研究国民党的观点。

(一一) 要战胜国民党反动宣传，就必须努力（尤其是宣传工作干部）于马列主义中国化的事业，努

力研究中国历史和中国社会，真正在我们宣传战上做到使“中国人喜闻乐见”的“中国气派与中国作风”，真正使教条主义、公式主义、洋八股休息退位。但我们宣传工作还远没有做到毛泽东同志的这个指示。

根据一九四一年出版的《六大以来》刊印
(中国国情 - 中国网 guoqing.china.com.cn)

前掲の「中央宣传部关于展开对国民党宣传战的指示」の「(八)」は「反動的宣伝を瓦解させる分野では、外部からそれを撃破するべきばかりでなく、隙に乗じて国民党の各種宣伝基地に入り込みそれを瓦解させるべきであり、とりわけその内部の矛盾を利用し、それを各個撃破することに秀でなければならない。反動的宣伝に反対、進歩的宣伝を拡大する分野では、合法戦と非合法戦を同時に使用すべきであり、外郭軍や中間勢力を動員させるべきであるとともに、外国の宣伝機関を利用すべきである。勝利のうちにこれらの戦術を使用するには、われわれは宣伝戦分野の統一戦線政策を柔軟に、正確に執行し、外郭勢力と中間勢力を打ち立て、拡大し、打ち固めることに秀で、秘密活動と公開活動のつながりを処理するのに秀で、長期にわたる宣伝戦保護分野の内部スパイ活動、外郭勢力や中間勢力を育てることが求められている。」と指摘している。この「国民党」を「台湾」に置き換えれば、中国共産党の台湾に対する「宣伝戦」のありようが見えてくるであろう。

2.0 戒厳令下の台湾における私的コミュニケーション・メディア体験

筆者は上述したコミュニケーション・メディア環境にあった戒厳令下の台湾に留学し、1969年から1970年にかけて台湾師範大学国文系で学んだことがある。いまでも覚えているが「學號」(学籍番号)は「580863」であった。留学ビザをもって、松山空港に降り、税関を抜ける所で、手に持ったポータブルテレビとSONYの3バンド短波ラジオが差し押さえられ、その受け取りをもって後日、台北の「警備総部」(「台湾警備総司令部」)に行き、登録手続きをして、登録証明をもらい、受領した。ここから始まる筆者の戒厳令下の台湾におけるコミュニケーション・メディア環境に関する私的体験を思い起こしたい。

ラジオ放送

3バンド短波ラジオは「共匪」の放送を聴くために持っていたわけではないが、チューナーをひねると、「福建前线广播电台」(福建前線放送局)の放送が入ってくる。しばらくして、「大陸の放送を聞いていた人が翌日連行された」などの話を聞いた。本当かどうかは知らないが、「検挙匪諜、人人有責」(共産党のスパイ摘発は、一人一人に責任がある)などという張り紙が公共バスの車内に貼られていた時代であった。もとより、その短波ラジオは台湾の中波のラジオ放送を聞くとともに短波では「日本廣播電台NHK」というコールサインであったNHKの国際放送を含む各国の中国語放送を聴くために持参したものであった。東京にいた時から中国語の海外放送を聴いていた筆者にとってはその延長線上にあったのである。

当時、中国ではプロレタリア階級文化大革命期にあつて、ラジオ放送は「伟大的领袖毛主席教导我们说…」(偉大な指導者毛主席はわれわれに教えている…)などという「枕詞」の下で、『毛主席

语录』(毛主席語録)が教えられ、「伟大的导师, 伟大的领袖, 伟大的统帅, 伟大的舵手, 毛主席万岁」(偉大な教師・偉大な指導者・偉大な統帥者・偉大な舵取り 毛主席万歳)というスローガンが飛び交い、絶叫口調であったのに対し、台湾のそれは語りかけるような落ち着いた中国語であった。「自由中國之聲, 台灣台北發音」(自由中国の声です。台湾台北からお伝えします)がコールサインであった。ちなみに、中国向けは「中央廣播電台」(中央放送局です)がコールサインであり、いずれも「中國廣播公司」(Broadcasting Corporation of China)の配下にあった。

その「中國廣播公司」の番組を筆者は台北在住中愛聴した。趙剛、白茜如、趙雅君などの中国から台湾に入った第一世代、その放送を聞いて育った李季準などが活躍していた。当時、同局に「我們的家庭」という番組があり、その中の「家庭事例短劇」をよく聴いた。なぜならばそこには普通の中国人家庭における言葉のやり取りがふんだんにあったからであり、言葉と中国人の人間関係の勉強になった。もちろん、それは中国国民党の儒家倫理に基づくストーリーであり、終りには必ず「教訓」が語られるものであった。それは文革に対抗するものとして蒋介石を会長にして1967年から始まった「中華文化復興運動」の流れの中にあっただのであろうが、ラジカセのない時代、オープンリールの録音機に録音し、何度も聞いた。

筆者は上に挙げたアナウンサーのうち、趙剛さんを除き、他の三人にはお会いしたことがある。とくに、筆者がファンであった李季準さんには何度かお会いし、彼が台湾人でありながら、アナウンサー採用試験にトップで合格する標準「国語」をラジオ放送を通じて習得したことなど貴重な体験談をうかがった。そして、驚いたのはご自宅に招待された時、御夫人とは台湾語(閩南語)で会話されていたことであった。彼がいうには、公的な場では「国語」を使い、私的な場では「台語」を使うということであった。こうした関係があって、「新公園」の中にあつた「中國廣播公司」にも招かれて自由に出入りができたが、恐らく「上」からのお達しがあつたのであろう、ある時点から急に入ることができなくなった。考えてみれば、戒厳令下にあつて、放送局はいざとなれば極めて重要な場所になるので、留学生にせよ外国人である日本人が出入りすることは「安全」上許されることではなかったのだろう。

この「新公園」は1996年2月28日に「二二八和平記念碑」の除幕とともに「二二八和平公園」という名前に改称された。そして、その中にあつた「中國廣播公司」もその後「二二八記念館」となった。日本時代につくられた「新公園」はもともと「台北公園」と呼ばれていたが、「圓山公園」(1897年)完成後の1908年にその南半分が増設されたことから、その名前になったといわれている。そして、中華民国政府が台湾を接管した後1947年2月28日に起きた228事件の際、抗議に立ち上がった人々が公園内にあつた日本時代の「台湾放送協会」の台北庁舎を占拠し、内外に決起を呼びかけ、台湾全土に国民党の支配に抵抗する運動が広がった歴史的事実があり、それを後世に伝えるため公園名改称がなされたのである。筆者が出入りしていた「中國廣播公司」はもともと日本時代の台湾放送協会の庁舎でもあつたのである。

この「中國廣播公司」の前身は1928年に南京で設立された「中央廣播電臺」であり、のちに「國民黨中央執行委員會中央廣播事業管理處」に帰属、1947年には「中國廣播股份有限公司」がつくられた。日本の敗戦によって、中華民国政府は1945年に台湾放送協会を接管、「臺灣廣播協會」(臺灣廣播電臺)に改組、台北、台中、台南、嘉義、高雄および花蓮にあつた放送局を配下に収めた。一方、1949年6月に同政府とともに台湾に入った「中國廣播公司」は本部を「新公園」内に置いた。

同年11月、「中廣」は「中央廣播事業管理處」を吸収、対外的に「中廣」の名称で放送を開始した。そして、1961年7月1日に「臺灣廣播電臺」は「中國廣播公司」に吸収合併された。この「中國廣播公司」の放送を筆者はよく聴いていたのであり、定時のニュースの前の時報の後に「中原標準時間…點整」(中原標準時間…時です)と伝えられることが耳に残っている。なお、この「中原標準時間…」は2007年1月12日をもって使用しなくなったと聞いている。

当時、「正聲」、「復興」など「中廣」以外にいくつか放送局があったが、筆者が不思議に思ったのは「警察廣播電臺」があったことである。台湾省政府警務処の管轄で1954年に設立され、放送が開始された。その後、同局は1999年7月に内政部警政署の管轄下に入った。また、軍の運営する放送局もあったが、当時の放送内容については、筆者は「中廣」を習慣的に聞いていたので、ここでは紹介できない。

新聞

新聞についていえば、国民党の機関紙中央日報を読んでいた。特に「中央副刊」に毎日掲載されるコラムを音読していた。このほか、聯合報、中国時報、中華日報なども読むことがあった。また、夕刊紙では自立晩報をよく読んだ。

中央日報は中国国民党とともに歩んできた。1928年2月、上海で創刊され、2006年、紙媒体としての発行を停止するまで、国民党の立場を代弁してきた。わたしが台北に住んでいた時期を含む新聞が解禁される1980年までは、中央日報、聯合報、中国時報が三大新聞と呼ばれていた時代であった。日本に帰国後は、中央日報の海外版を長期にわたって購読した。いつかは覚えていないが、王丹の「論言論自由」が転載されたことがあったが、原文とは程遠い内容であったので、わざわざそうした間違いを指摘し、その理由を聞こうと同社に書簡を送ったことがあった。返事はやはり受け取ることができず、中央日報に対する信頼が一挙に崩壊したことで、この海外版の購読を止めたことが記憶に残っている。であるので、その後、同紙が民営化され、2006年に紙媒体としての発行も終了したことなど知らなかった。筆者がコラムを音読していた戒嚴令下のあの時代が、中央日報の台湾における全盛期であったのかも知れない。なお、1947年10月10日に創刊された夕刊紙の自立晩報は2001年10月2日をもって停刊した。戒嚴令下にある中で、三大新聞とは異なる視点で台湾を伝え続けた同紙は台湾ジャーナリズム史に名を留めるであろう。

戒嚴令解除後の新聞について少し触れると、1980年4月に自由日報が創刊され、同紙は1987年に自由時報と改称し、今日に至っている。また、2003年5月には、香港の蘋果日報が台湾に進出、実業家の黎智英が中国返還前の香港で1995年6月20日創刊した同紙の台湾版が発行されるようになった。ネットで新聞も読める時代に入った現在、この二紙と聯合報および中国時報が四大新聞と呼ばれている。

雑誌

雑誌についていうと、胡適が「発行人」であった自由中国(1949年11月20日—1960年9月4日)が1960年に実質的な編集者であった雷震がスパイ隠匿の容疑で逮捕されるという雷震事件を契機に停刊させられた後、文星(1957-1965, 1986-1988)、大学雑誌(1968-1987)と続く流れの中にあっただが、当時の筆者は大学雑誌を時々読むほか、李敖と論争し法廷闘争を行った胡秋原が発行人になっ

ていた中華雑誌（1963-1993）を読んでいた。東方雑誌もあったが、学術性が高く、筆者にはそれを読むだけの文史哲の知識が無かった。

その後、党外活動の象徴として美麗島雑誌（1979.8-1979.11）が出現し、いわゆる「美麗島事件」が惹起された。こうした政論雑誌は五四期の青年雑誌のようにその時代の知識人の言論の場となり、中国、台湾を動かしてきたと言えるだろう。

映画

当時、映画館においては、映画が上映される前、起立して中華民国国歌「三民主義吾黨所宗…」が台湾の建設の映像と共に流されるのを聴き、その後、空襲時には何処から避難するかなどの指示が示され、上映開始となる。まさに戒厳令下を感じさせる厳粛な「儀式」から始まる。しかし、上映中、「瓜子」（西瓜・南瓜の種）を食べる人もいて、上映が終わり館内が明るくなると、その人の座席の前にその殻が山のようになっていたりした。また、入場前に、映画館の前で売られている「紅焼」（醤油で味付けした）の「鳳爪」（鶏の手）などを持ち込み、食べた人の前には骨が散乱していたりして、台湾の人々が娯楽として映画を楽しんでいた。現在はどうなっているのか、コロナが終息したら、台湾を訪れ、「検証」したいと思っている。

さて、当時の台湾の映画事情は、香港映画が全盛であった。そして、それをけん引したのが1958年に設立された「邵氏电影公司」（Shaw Brothers (Hong Kong) Limited）であった。数多くある同社製作の映画の中でも民間に伝承されている物語を1963年に映画化した「梁山伯与祝英台」は、筆者が訪台する以前に台湾で上映されたものであったが、在台中、多くの人、特に女性からこの映画の素晴らしさを聞いた。その中の一人によれば、「梁山伯」を演じた凌波が訪台した時、松山空港から市内への沿道には彼女を歓迎する人で溢れたが、当時、外国の賓客が訪台すると、官製の動員がかけられ、沿道に人が溢れることがよくあったが、凌波の場合は、彼女のファンのまったく自発的な歓迎であったという話であった。「女扮男装」（女性が男性を演じる）ことで女性を魅了したのであろうか。後にビデオでこの映画を見たが、「黄梅調」のリズミカルなやり取りもこの映画を魅力あるものにしたのであろう。この時代のメディアとしての映画の影響力を垣間見たようであった。

一方、男性に歓迎されたのが「武功」映画であり、筆者は同社製作の「十三太保」を見たことがある。当時、特撮を駆使した「武功」映画が主流であったが、その後、「咏春拳」を基礎とした「截拳道」を創始した李小龍（ブルースリー）、戯劇学校などで酔拳などの武術を学んだ成龍（ジャッキーチェン）などの「本物」の「武術」を身につけたスターが登場、これに加えて、中国で1975年に武術の「全能冠军」（総合チャンピオン）になった李連傑（ジェットリー）も1982年「少林寺」の主演として映画界入りするなどする中で、「武功」映画の「特撮」は淘汰されるようになった。とはいえ、なぜか当時の空中を舞う武闘のシーンが目に焼き付いている。

なお、当時台湾で上映される映画は外国のを除きすべて国語による「配音」（吹き替え）が行われていた。そのため、香港のスターが訪台し、広東語で話しているのを聞くと、少しの違和感を感じたことを覚えている。

また、筆者が「虎虎虎」（トラトラトラ）を見に行った際、映画館内において、日本の航空機が真珠湾を攻撃し、米国の艦船が撃沈された時、拍手がされたのとそれに対抗するかのように日本の

航空機が撃墜された時にも拍手がされたことを目の当たりにして、台湾の複雑な対日観の反映を体感した。「眷村」(国民党軍の軍属の住む村)では夏の夜によく露天で抗日戦争の映画を放映していた時代の反映だったのでもあろう。露天上映については、筆者の小学生の頃、学校の校庭で「我は海の子」を見たことなどを思い出したりもした。

テレビ

ポータブルテレビは持参したが、映像を見てしまい、言葉の勉強にはならないと思い、ほぼ見ることはなかったが、当時、台湾のテレビは台視、中視、華視の三極体制ができつつあった。台湾のテレビは、1962年から教育部が運営する「教育電視廣播實驗電台」によって実験放送が行われていたが、一般に向けては同年4月28日にできた「臺灣電視公司」(台視)が初めての放送を開始した。「教育電視廣播實驗電台」は1968年12月に「教育電視台」に改組された後、1970年2月16日に「中華電視台」となった。また、1971年1月には「中華電視台」ができ、三局鼎立のテレビ態勢が整った。

どのテレビ局の番組であったか定かではないが、いまでも耳に残っているのが朝の「布袋戲」(人形劇)の騒々しい「台湾語(閩南語)」のやり取りの「音」である。「音」としたのは意味が分からないからであり、意味が解っていたら面白かったのではと思っている。いわゆる「外省人」であろうが、「本省人」であろうが子供に大人気であったようで、家々からその「音」が流れてくるのである。子供の時にそれを見ていたから「台湾語」が分かるようになったという「外省人」さえいるくらいである。筆者の時代で言えばNHKの「ひょっこりひょうたん島」に相当するかも知れない。

戒厳令が解除された後、民営のテレビ局「全民電視公司」(民視)が1997年6月に放送を開始し、台湾の4局目のテレビとなった。さらに、1982年ごろから創設の準備が始まった「公共電視台」(公視)が紆余曲折を経て、1997年5月における立法院での「公共電視法」の採択を受けて、1998年7月に「財團法人公共電視文化事業基金會」の設立と同時に、放送を開始した。また、2006年7月には華視と公視が「台灣公共廣播電視集團」を結成、2007年1月には「客家電視台」と華人向けの「宏觀電視」を吸収した。

これと同時に、台湾でかつて「第四台(第四局)」と言われていたケーブルテレビ(CATV)も発展した。1993年から開設が認められ、雨後の筍のように多くのケーブルテレビが開業したが、2001年までに66の業者が正式に関係機関の管理下に入った。

「国語」(標準中国語)

台湾に入った当初は、国語日報を教材としてよく読んだ。なぜならば漢字の横に注音字母(符号)がふられており辞書を引かなくても音読みできるからである。この国語日報は中華民国政府が日本から台湾を接収した後、国語推進委員会のメンバーを派遣し、国語教育に当たらせてことから始まる。その中心にあったのが何容、魏建功らであった。中国大陆に中華人民共和国が成立する前に魏建功は帰国、北京にあった国語小報用の活字(日本製)とともに何容は台北残留、台湾省国語推進委員会主任委員として、国語の普及に努めた。その後、1949年1月に設立された国語日報社の「董事長」(理事長)に1971年12月に就任、1990年7月までその職にあり、台湾における国語教育の中心の役割を担ってきた。

日本の統治から脱却した戒厳令下の台湾は、ある意味「大中華」教育環境にあり、その中でも「国語」は中国人としてのアイデンティティーを植え付ける意味でも象徴的な役割を果たしていた。1945年8月に中華民国政府が台湾を接管してから、同政府の統治下に入り、24年経過した1969年に筆者は台北に入ったが、大学の「同学」は一般的に日本語を知らない。その両親は本省人であれば基本的に日本語ができるが、外省人は日本語を知らない。筆者が部屋を借りたところの「房東」（家主）は日本人よりも正確な日本語を話す人であった。わたしが「国語」を使うとあまり良い顔をしなかった。また、近くの「眷村」（軍属居住地）に行くと、外省人の世界で、日本語は全く通じず、さまざまな地域のなまりのある「国語」の世界であった。

筆者が在籍した台湾師範大学は基本的に教員養成大学であり、その中でも国文系は将来、初等中等教育機関の「国語国文」の教員になることで、「国音」（国語の発音）は必修科目であった。同大学の教授でもあった何容先生の「国音」の授業は大変厳しかった。澎湖島から来た学生に出身地を聞くと、彼は「penhu」と答えた、そこから「pen」ではなく「peng」だとして、何教授は繰り返し矯正したが、彼は分からないようですずっと「pen」と発音していた。何教授が最後に発した言葉が「發音不準確不能當老師」（発音が正確でなければ先生になれない）であったと記憶している。

詞典と事典

漢字は「形音義」の情報をもっている。発音は「音」、「形」と「義」は字体と意味で、この三者がそろって始めて字として成立する。その字が語彙を構成する。説文解字も、康熙字典も字を解釈する字典であり、近代において複合詞が多くなるにつれて、詞（辞）典の必要が出てきて、それに呼応したのが1926年から教育部によって着手された国語辞典の編纂である。1945年に8冊本として国語辞典は完成し、商務印書館から出版されたが、同辞典は1947年に修訂され4冊本の国語辞典となった。この注音字母配列の国語辞典4冊本が1969年においても台湾において最も信頼のある辞典であった。その後、この国語辞典は6冊本の重編国語辞典として1981年に改訂され、台湾商務印書館から発行された。この6冊本は現在も最も信頼される国語辞典として評価されている。この辞典の編集長になったのが前述した何容国語日報理事長であった。

当時の台湾において、この国語語彙を解釈した辞典に対し、小百科に相当する事典といえるものに商務印書館の辞源と中華書局の辞海があった。この二冊の小百科事典も中国大陆から持ち込まれたものであった。もとより、商務印書館の辞源は清末の1908年に編纂が始まり、1915年に「正編」、1931年には「続編」が出版された後、1939年に辞源正統合訂本が出された。一方の中華書局の辞海はこの辞源に対抗すべく1915年から編纂に着手、1936年に出版されたものである。筆者は、この伝統ある二つの事典を語彙の語源・定義、歴史的事件の評価などの典拠として利用してきた。この辞源と辞海は台湾において改訂され現在に続いている。なお、中国においては辞源が古文古籍を読むための辞典となり、辞海が近現代を対象とした辞典になり、棲み分けが行われている。

また、中国大陆においてプロレタリア文化大革命が行われていた時代、台湾では中華文化復興運動が展開され、その一環として1962年11月に一冊目が出された「中文大辞典」は1968年8月に合計40冊に上る出版を完了した。同辞典は1973年に修訂されるとともに、10冊からなる「普及本」も出版された。この辞典は1927年から1960年に完成したが、1968年に縮写版が刊行された旧「諸橋大漢和」（諸橋轍次著「大漢和辞典」大修館書店）に範をとっている。付言すると、当時台湾ではこの

「諸橋大漢和」の「翻版」(コピー版)が安価で密かに出回っており、筆者も「買わないか」と勧められたが、購入することはなかった。

なお、同辞典に匹敵するものとして中国においては「汉语大词典」(罗竹凤編 汉语大词典出版社)が1975年から編集が始まり、1986年から1993年にかけて12巻が出されており、目下第二版発行に向けて修訂が行われている。また「汉语大字典」(徐中舒主编、四川辞书出版社・湖北辞书出版社出版)は1986年から1990年までに第一版8巻が発行され、2010年には修訂され、第二版9巻本となっている。以上の辞典類は海峡兩岸三地の資料を読む際の必備の工具書と言えるであろう。

訪台した当時の筆者はもちろんこうした辞典類を駆使できる語学力は無く、倉石武四郎「岩波中国語辞典」と大学書林の「中国語辞典」(鐘ヶ江信光著)を持参した。前者の辞典は「pinyin」配列で、音を聴いて引くことができることが最大の優位点であり、既述したラジオ放送を聴く際に重宝した。また、そのもう一つの特徴が北京口語を重視していることであった。当時の台湾の初等教育の国語の教科書が北京語音を偏重し、「隔壁」を「gebi」ではなく「jiejir」、「蝴蝶」を「hudie」ではなく「hutier」、「尾巴」を「weiba」ではなく「yiba」という発音表記(注音字母)になっていたこともあり、「岩波中国語辞典」は使い勝手がよかったことを覚えている。

古書

当時、筆者がよく行った古書街は露店中心の牯嶺街、商業ビルの地階にあった光華商場であった。日本語の本も多かったが、『報学』というジャーナリズム研究誌も散見した。また、政治大学新聞研究所の『新聞学研究』(1967年5月創刊)もいくつかのバックナンバーを手に入れることができた。その後、訪台するたびに必ず訪れる場所になったが、ある年、光華商場に行くと、そこにはすでに古書店は姿を消し、パソコンのパーツなどを扱う店に変わっていた。また、牯嶺街の露天の古書店もほぼなくなっていた。時代の流れであろう。ついでに言うと、3年前、訪台した際、重慶南路に行ったが、以前に比べ書店が少なくなったと感じたが、昔の面影はあった。ただ、以前との最大の違いは簡体字の中国の出版物も店頭に並べていた書店があったことである。

テレサテン

付言すると、鄧麗君(テレサテン)がデビューし、翁倩玉(ジュディオング)の曲をカバーしたりして、台湾芸能界で活躍し始めた時、彼女の主演映画「謝謝総経理」を見に行ったことを覚えている。その後、彼女の「国語歌曲」は香港や東南アジアの華人から絶大な支持を受け、各地にファンクラブもできた。メディアとしてテレサテンを考えると、「国語」の普及と台湾に継承された身近な「中国文化」を具現化したからであろうと思う。もともと、「蹦蹦跳跳」(活発な)彼女が「ふるさとはどこですか」(小村之恋)で日本デビューした時は驚いたが、さらに「空港」で再デビューした時にはもっと驚かされた。それは彼女の志向とは相いれないものであったからである。ある意味、日本人によって日本の芸能界で活躍することを目途にどんどん作られていったのがテレサテンであり、素直な性格がそれを許容しつつ、一方では苦悩していたのではないかと想像している。

以上、戒嚴令下の台湾のコミュニケーション・メディア環境について、「私的コミュニケーション・メディア体験」を含めて概観してきたが、学術的には、台湾における「言論の自由」の変遷に

については、「国史館」によって2004年5月に出版された『戦後臺灣民主運動史料彙編（九）：言論自由（一）』、『戦後臺灣民主運動史料彙編（十）：言論自由（二）』、『戦後臺灣民主運動史料彙編（十一）：言論自由（三）』、『戦後臺灣民主運動史料彙編（十二）：言論自由（四）』（編／著／譯者／薛化元，楊秀菁，林果顯）に詳しい。また、本多周爾著『台湾 メディア・政治・アイデンティティ』（春風社2010.4.）は台湾の民主化過程におけるメディアの発展要因を解析すると同時に、問題点を指摘している。参照されたい。

3.0 戒厳令解除後の台湾—中華民国憲法の回復

戒厳令が解除されたのが、1987年7月14日であり、それと並行して「党禁」、「報禁」も徐々に解除され、今日に至っている。当然、戒厳令の解除は停止されていた中華民国憲法の施行に繋がり、その憲法を修正しつつ台湾の政治体制が機能している。特に1996年の総統選挙は国民の投票で直接選出されることになり、その後、政治的混乱もなく国民党と民進党の二大政党の候補者が総統を争う構図になっている。中国にはない「主権在民」の典型例としての国民（有権者）一人一人の選挙権行使は、台湾の民主主義を象徴するものである。上述した1996年の李登輝が総統に当選した初めての直接選挙を牽制するために台湾近海に中国軍がミサイルを打ち込んだことは、中国共産党がその意味を十分理解していることの反映である。

なお、総統の直接選挙については正式に「中華民国憲法増修條文」（修正日期：民國 94年06月10日）の第二条に「総統、副総統は中華民国自由地域の全人民によってこれを直接選挙し、中華民国八十五年の第九期総統、副総統選挙より実施する。…」（總統、副總統由中華民國自由地區全體人民直接選舉之，自中華民國八十五年第九任總統、副總統選舉實施。…）と明記されている。

こうした戒厳令解除後における民主化の進展を支えたのが回復された中華民国憲法である。もとより、中華民国憲法は政治体制を「第一章 總綱」の「第1條」に「中華民國基於三民主義，為民有民治民享之民主共和國。」（中華民国は三民主義に基づく、民有民治民享の民主共和国である。）としたうえで、「第2條」に「中華民國之主權屬於國民全體。」（中華民国の主権は国民全体に属する。）としている。さらに、「第5條」には「中華民國各民族一律平等。」（中華民国の各民族は一律に平等である。）としている。これにつづく「第二章 人民之權利義務」（人民の権利と義務）において、「第5條」を敷衍し、「第7條」に「中華民國人民，無分男女、宗教、種族、階級、黨派，在法律上一律平等。」（中華民国人民は、男女、宗教、種族、階級、党派に関わりなく、法律上一律に平等である。）として法治国家を標榜すると同時に、「第10條 人民有居住及遷徙之自由。」（人民は居住移動の自由を有する。）、「第11條 人民有言論、講學、著作及出版之自由。」（人民は言論、学術、著作および出版の自由を有する。）、「第12條 人民有秘密通訊之自由。」（人民は秘密通信の自由を有する。）、「第13條 人民有信仰宗教之自由。」（人民は宗教を信仰する自由を有する。）、「第14條 人民有集會及結社之自由。」（人民は集会および結社の自由を有する。）、「第15條 人民之生存權、工作權及財產權，應予保障。」（人民の生存権、職業権および財産権は保障されるべきである。）、「第16條 人民有請願、訴願及訴訟之權。」（人民は請願、訴願および訴訟の権利を有する。）、「第17條 人民有選舉、罷免、創制及複決之權。」（人民は選挙、罷免、制度創造および法律改廃の権利を有する。）など一連の「自由」、「権利」が「人民」にあることを明記している。戒厳令の解除はこ

うした「自由」と「権利」が憲法の下で保障されるようになったことを意味する。

そして、台湾の政治は、総統の下で、五権憲法と言われるように、行政院、立法院、司法院、監察院、考試院によって機能している。もちろん、立法院議員の選出に当たっては20歳以上の有権者によって行われる。その立法院を2014年3月に「海峡兩岸服務貿易協議」(海峡兩岸サービス貿易取り決め)採決に反対する学生が占拠したことから、一部野党民進党の議員がハンガーストライキで支持するとともに、彼らを支援する人々が立法院を包囲するという「ひまわり」運動に発展した。これは当時の与党であった国民党の同「取り決め」強行採決によって中国に台湾が呑み込まれかねないという懸念があったからである。もちろん、不法な行動であって、若干名の学生が逮捕されるとともに、占拠と排除しようとする警察との衝突の中で立法院が被った被害額が285万元に上ったが、学生側はこれを募金で弁償し、立法院も学生側を告発しないという理性的な解決を見た。

こうした中で、馬英九総統時代の同「取り決め」は審議継続となり、今日に至っている。この背景には、政権を担う力のある政治勢力として民進党という野党(当時)が存在していたからでもあり、もし、中国国民党が圧倒的多数を占めていたとすれば、別の解決法が採られたであろう。異なる政治勢力の共存は民主主義の基礎であり、台湾においては三民主義という理念とこうした民主主義の実践が具現化されているのであり、それがコミュニケーション・メディア環境の基盤になっているのである。

3.1 戒厳令解除後の台湾ジャーナリズム

1974年6月29日、中華民國新聞評議會は「中華民國報業道德規範」、「中華民國無線電廣播道德規範」、「中華民國電視道德規範」を採択し、台湾における現在のジャーナリズム倫理を明示した。

その中の「中華民國報業道德規範」は7項目の「規範」を提示する前に、その意義について「自由報業為自由社會之重要支柱，其主要責任在提高國民生活水準，服務民主政治，保障人民權利，增進公共利益與維護世界和平。新聞自由為自由報業之靈魂，亦為自由報業之特權；其含義計有出版自由、採訪自由、通訊自由、報導自由與批自由。此項自由為民主政治所必需，應予保障，惟報紙新聞和意見之傳播速度太快，影響太廣，故應慎重運用此項權利。」(フリープレスは自由社会の重要な支柱であり、その主な責任は国民生活の水準を向上し、民主政治に奉仕し、人民の権利を保障し、公共の利益を増進し、世界平和を擁護するところにある。報道の自由は自由のプレスの魂であり、またフリープレスの特権でもある。その含む意味は出版の自由、取材の自由、通信の自由、報道の自由を含む。こうした自由は民主政治に必要とされるものであり、保障されるべきであるが、ただ新聞紙のニュースと意見の伝播速度が速すぎ、影響が広すぎることで、この権利を慎重に運用すべきである。)と指摘している。これからもわかるように、戒厳令解除後の台湾のジャーナリズムは「フリープレス」の原理を援用していることが明らかになっている。戒厳令解除以前の「三民主義…」、「国策…」などの国民革命遂行にあたっての文言は無くなっている。

資料3—「中華民國プレス道德規範」

中華民國報業道德規範

中華民國新聞評議會

1974年6月29日

自由報業為自由社會之重要支柱，其主要責任在提高國民生活水準，服務民主政治，保障人民權利，增進公共利益與維護世界和平。

新聞自由為自由報業之靈魂，亦為自由報業之特權；其含義計有出版自由、採訪自由、通訊自由、報導自由與批評自由。此項自由為民主政治所必需，應予保障，惟報紙新聞和意見之傳播速度太快，影響太廣，故應慎重運用此項權利。

本會為我國報業善盡社會責任與確保新聞自由起見，特彙舉道德規範七項，以資共同信守遵行：

一、新聞採訪：

- (一) 新聞採訪應以正常手段為之，不得以恐嚇、誘騙或收買方式蒐集新聞，並拒絕任何餽贈。
- (二) 新聞採訪應以公正及莊重態度為之，不得假借採訪，企圖達成個人阿諛、倖進或其他不當之目的。
- (三) 採訪重大犯罪案件，不得妨礙刑事偵訊工作。
- (四) 採訪醫院新聞，須得許可，不得妨礙重病或緊急救難之治療。
- (五) 採訪慶典、婚喪、會談、工廠或社會團體新聞，應守秩序。

二、新聞報導：

- (一) 新聞報導應以確實、客觀、公正為第一要義。在未明真相前，暫緩報導。不誇大渲染，不歪曲、扣壓新聞。新聞中不加入個人意見。
- (二) 新聞報導不得違反善良風俗，危害社會秩序，誹謗個人名譽，傷害私人權益。
- (三) 除非與公共利益有關，不得報導個人私生活。
- (四) 檢舉、揭發或攻訐私人或團體之新聞應先查證屬實，且與公共利益有關始得報導…，並應遵守平衡報導之原則。
- (五) 拒絕接受賄賂或企圖影響新聞報導之任何報酬。
- (六) 新聞報導應守誠信、莊重之原則。不輕浮刻薄。
- (七) 標題必須與內容一致，不得誇大或失真。
- (八) 新聞來源應守秘密，為記者之權利。「請勿發表」或「暫緩發表」之新聞，應守協議。
- (九) 報導國際新聞應遵守平衡與善良之原則，藉以加強文化交流、國際瞭解與維護世界和平。
- (十) 對於友邦元首，應抱持尊重之態度。

三、犯罪新聞：

- (一) 報導犯罪新聞，不得寫出犯罪方法；報導色情新聞，不得描述細節，以免誘導犯罪。
- (二) 犯罪案件在法院未判決有罪前，應假定被告為無罪。
- (三) 少年犯罪，不刊登姓名、住址，亦不刊佈照片。
- (四) 一般強暴婦女案件，不予報導；如嚴重影響社會安全或重大刑案有關時，亦不報導被害人姓名、住址。
- (五) 自殺、企圖自殺或自殺之方法均不得報導，除非與重大刑案有關而必須說明者。
- (六) 綁架新聞應以被害人之生命安全為首要考慮，通常在被害人未脫險前不報導。

四、新聞評論：

- (一) 新聞評論係基於報社或作者個人對公共事務之忠實信念與認識，並應儘量代表社會大多數人民之利益發言。
- (二) 新聞評論應力求公正，並具建設性，儘量避免偏見、武斷。

(三) 對於審訊中之案件，不得評論。

(四) 與公共利益無關之個人私生活不得評論。

五、讀者投書：

(一) 報紙應儘量刊登讀者投書，藉以反映公意，健全輿論。

(二) 報紙應提供篇幅，刊登與自己立場不同或相反之意見，藉使報紙真正成為大眾意見之論壇。

六、新聞照片：

(一) 新聞照片僅代表所攝景物之實況，不得暗示或影射其他意義。

(二) 報導兇殺或災禍新聞，不得刊登恐怖照片。

(三) 新聞或廣告不得刊登裸體或猥褻照片。

(四) 不得偽造或篡改照片。

七、廣告：

(一) 廣告必須真實、負責，以免社會受害。

(二) 廣告不得以偽裝新聞方式刊出，亦不得以偽裝的介紹產品、座談會紀錄、銘謝啟事或讀者來信之方式刊出。

(三) 報紙應拒絕刊登偽藥、密醫、詐欺、勒索、誇大不實、妨害家庭、有傷風化、迷信、違反醫學與醫治絕症及其他危害社會道德之廣告。

(四) 刊登醫藥廣告與醫療廣告，應經主管官署審查合格。

(五) 徵婚廣告應先查證屬實始得刊出，以免讀者受騙。

(六) 新聞編採與評論人員不得延攬或推銷廣告。

八、附則

本規範如有疑義，中華民國新聞評議委員會解釋。

これと同時に、2016年11月9日には「通訊傳播基本法」(國家通訊傳播委員會)、2018年6月13日に「廣播電視法」などが修正施行され、行政管理上の法的根拠を整備しつつある。その「通訊傳播基本法」の「第1條」は制定目的を「為因應科技匯流，促進通訊傳播健全發展，維護國民權利，保障消費者利益，提升多元文化，平衡城鄉差距，特制定本法。」(科学技術の融合に対応し、通信伝播の健全な發展を促進し、国民の權利を守り、消費者の利益を保障し、多元文化を向上させ、都市と農村の格差のバランスを取るために、ここに本法を制定する。)としている。

ここに出てくる「多元文化」とは台湾を読み解く上での一つの重要なキーワードである。戒嚴令解除後、閩南、客家方言も認知され、漢族が移民する前から台湾に住んでいた原住民もしかるべき地位を得るとともに、従来の台湾文化と国民政府が推進した中国文化が融合すると同時に、過去の日本文化の功罪を直視し、国民政府遷都後は欧米文化を受容してきた中で培われてきた台湾の文化環境を示す言葉がこの「多元文化」である。すなわち、同法のこうした表記は、台湾のコミュニケーション・メディア環境が台湾のもつ「多元文化」に呼応する方向に進むべきであることを示しているといえよう。

3.2 中台「宣伝戦」とメディア—何清漣『紅色滲透：中國媒體全球擴張的真相』（八旗文化出版）の出版をめぐる

台湾において2019年3月に何清漣女史の『紅色滲透：中國媒體全球擴張的真相』（八旗文化出版）が出版された。2021年1月現在、日本語訳が出版されていないので、『赤色浸透—中国メディア地球規模の拡張の真相』（以下『赤色浸透』）とでも訳して議論したい。

中国が国外や中国語圏において新しいメディアを設立したり、既存のメディアを買収、あるいは投資したりして、さまざまな方法で自国に有利な輿論環境をつくりつつある現況と関係国のそれへの対応を調査、分析し、警鐘を鳴らしている『赤色浸透』は、中国共産党のメディア管理統制研究に関する同女史の『霧鎖中國：中國大陸控制媒體策略大揭密』（黎明文化事業股份有限公司2006）（何清漣（著）、中川友（翻訳）『中国の嘘—恐るべきメディア・コントロールの実態』2005.2.1扶桑社）に次ぐ著作であり、後者が中国国内の中国共産党のメディア政策を批判的に概観したものに対し、前者はいわゆる「大外宣」（中国对外宣传大布局）（大規模对外宣伝）という中国共産党の対外メディア戦略の実態を明らかにしたものである。

この『赤色浸透』の著者何清漣女史は1956年に湖南省邵陽に生まれ、湖南師範大学を卒業し、復旦大学で経済修士の学位を取得、広州暨南大学で教鞭を執った後、『深圳法制報』の編集記者となり、経済領域から中国の社会矛盾を分析、1998年1月に『現代化的陥穽—中国当代経済社会問題』今日中国出版社（何清漣（著）、坂井臣之助（翻訳）、中川友（翻訳）『中国現代化の落とし穴』2002.11.30草思社）を上梓、中国の現代化の構造的課題点を指摘した。しかし、当然のようにさまざまな圧力を受ける中で、2001年6月、中国を離れ米国に渡り、シカゴ大学、ニューヨーク市立大学、プリンストン大学などで客員研究員となると同時に執筆活動に従事してきた。その中国のメディア研究の成果の一部が上述した『中国の嘘』と『赤色浸透』である。

この二冊はいずれも台湾で出版されたが、『中国の嘘』がメディア研究者からは高い評価を得たものの、内容が直接台湾に関連したものではないことで、社会的には大きな話題とならなかったのに対し、『赤色浸透』はそれが具体的に台湾のメディアに対する中国共産党の「浸透」も題材にしているため、米国から流れて来る中国の「シャープパワー」（Sharp Power・鋭實力）に対する脅威論と相まって、ジャーナリズム研究機関を含む社会的関心と呼んだ。そして、台湾の多くの人々は中国と台湾は「宣伝戦」の渦中にあることを再認識させられた。

台湾大学新聞研究所の張錦華教授は『赤色浸透』に寄せた「導讀1」の中で、文化的、政治的価値の魅力を示す「ソフトパワー」（soft power・軟實力）と様々なルートから浸透し輿論操作などを通じて自国に有利な環境を作り出そうとする「シャープパワー」との違いを明らかにするとともに、「孔子学院」やケンブリッジ大学の「チャイナクォーターリー」（The China Quarterly）の論文削除などを例示し、中国の「シャープパワー」を駆使しての行動を批判し、「中共のシャープパワーは経済貿易市場、活動権さらには生存の安全面に至るまでの中国の影響力、すなわち権威主義国家の総合力を通じて、公開、あるいは非公開で特定の対象に圧力をかけ、影響を与え、相手を屈服、あるいは自己規制させ、その輿論の操作、それに影響を与える効果を生じさせるものである。これは言論の自由に影響を与えるのみならず、さらには民主制度と国家の安全を脅かすものである。」（p.14）と指摘し、そのメカニズムを明らかにした同書を高く評価している。

また、張教授の所属する台湾大学新聞研究所の学生会は2019年5月6日に「紅色警戒：中國大外宣

計畫與媒體資訊戰」(赤色に警戒:中国の大規模対外宣伝計画とメディア情報戦)というテーマで、何清漣女史と沈伯洋(國立臺北大學犯罪學研究所助理教授、台灣人權促進會副會長)を招き、特別講座を開催した。席上、何女史は「紅色滲透:中國大外宣計畫的十年擴張」(赤色浸透:中国の大規模対外宣伝計画10年の拡張)、沈氏は「假新聞與民主:中國的媒體資訊戰」(フェイクニュースと民主:中国のメディア情報戦)というテーマで報告が行われ、これに対し質疑討議が行われた。この特別講座開催意図について「2009年、中国政府は大規模対外宣伝計画を始動させ、大量の資金を世界全体に投入、『発声』している。2019年は、『フェイクニュース』が台湾メディア業界におけるキーワードになり、言論の自由と報道の自由の危機がついに表面に浮上してきた。この10年間、中国はいかにしてその政治と経済力を通じて世界全体のメディア輿論に影響を与えてきたのか、そして、国際的研究によってフェイクニュースの重大被災地区とみられている台湾はまた如何にしていたるところに潜在している情報の襲撃に対応すべきか。台湾の公民社会と公共領域が現実的な侵蝕に直面し、メディア関係者および受信者として、われわれは如何に防御し、再建することができるのか。」という問題意識をもって、何沈両氏の対談を通じて「赤色勢力の台湾メディアへの浸透の現況を検証するとともに、聴講者と共に台湾のジャーナリズムの未来を考える。」としている。(台湾大学新聞研究所ホームページ「【活動】紅色警戒:中國大外宣計畫與媒體資訊戰」)。

つまり、『赤色浸透』の出版は「大外宣」という「宣伝戦」が中国によって全世界的に仕掛けられていることに警鐘を鳴らしたもので、台湾はその渦中にあるので、民主主義制度を守るにはこれに警戒しなければならないと呼びかけているのである。

なお、中国のシャープパワーと台湾の関係については松本充豊の論稿「中国のシャープパワーと台湾」(「交流」2019.1 No.934pp.21-30)が参考となる。

(<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/publications/magazine/2019/1/sharppower.pdf>)

3.3 「反浸透法」の制定

台湾と中国は「宣伝戦」を繰り広げている。その中に台湾のコミュニケーション・メディア環境があるのであり、それは戒厳令の施行時と解除後に関係ないのである。違いがあるとすれば、中国における党国体制がそのまま維持され、さらに強化されつつあるのに対し、台湾における党国体制はすでに解体し、民主化されたことである。その台湾の民主主義体制の下で認められる自由が利用され、中国共産党の「赤色浸透」が行われているのである。それはただ単にメディアについてだけでなく、より重要なのは経済領域におけるそれである。「ひまわり」運動はまさにそれに対する若者の危機感の表出であった。政治と経済を一体として考える中国共産党は経済を通じて政治的目的を実現することを常としている。香港において中国返還後、中国に対し批判的な新聞には、中国企業に広告を載せないようにさせ、経済的な締め付けを行い、従順なメディアに変えてきた。台湾は法治国家であるため、それに対応する法律が必要になる。その営みの一つが国家安全法の修正と「反浸透法」の制定である。

2019年7月に修正された国家安全法はこれまで「中国大陆」が対象であったものを「香港、マカオ、域外敵対勢力」を加え、適用範囲が拡大されるとともに、「發起、資助、主持、操縱、指揮或發展組織」(組織を發起、資金援助、主宰、操縱、指揮あるいは発展させる。)行為などを行った者を最大7年以上の有期懲役に処すなど厳罰化が進められた。

また、2020年1月に制定施行された12条からなる「反浸透法」は第1条で「為防範境外敵對勢力之滲透干預，確保國家安全及社會安定，維護中華民國主權及自由民主憲政秩序，特制定本法。」（域外敵對勢力の浸透介入を防止し、国家の安全及び社会の安定を確保し、中華民國の主権および自由民主憲政秩序を擁護するために本法を制定する。）として制定の目的を明示し、「境外敵對勢力」（域外敵對勢力）の定義を第2条で「境外敵對勢力：指與我國交戰或武力對峙之國家、政治實體或團體。主張採取非和平手段危害我國主權之國家、政治實體或團體，亦同。」（域外敵對勢力とはわが国と交戦あるいは武力対峙している国家、政治実体あるいは団体を指す。非平和的手段を採りわが国の主権に危害を及ぼすことを主張する国家、政治実体あるいは団体もこれと同じ。）としている。また、「滲透來源」（浸透の来源）については、「（一）境外敵對勢力之政府及所屬組織、機構或其派遣之人。」（域外敵對勢力の政府および所属組織、機関あるいはそれが派遣する人。）、「（二）境外敵對勢力之政黨或其他訴求政治目的之組織、團體或其派遣之人。」（域外敵對勢力の政党あるいはその他の政治的目的を訴求する組織、団体あるいはそれが派遣する人。）、「（三）前二目各組織、機構、團體所設立或實質控制之各類組織、機構、團體或其派遣之人。」（前二項の各組織、機関、団体の設立あるいは実質的に支配しているところの各種組織、機関、団体あるいはそれが派遣する人。）としている。そして、これらの指示に従い行動した者には「五年以下の有期懲役刑」をはじめとする処罰規定が明記された。

資料4—「反浸透法」

反滲透法

(2020.1.15公布施行)

第一條

為防範境外敵對勢力之滲透干預，確保國家安全及社會安定，維護中華民國主權及自由民主憲政秩序，特制定本法。

第二條

本法用詞定義如下：

一、境外敵對勢力：指與我國交戰或武力對峙之國家、政治實體或團體。主張採取非和平手段危害我國主權之國家、政治或團體，亦同。

二、滲透來源：

（一）境外敵對勢力之政府及所屬組織、機構或其派遣之人。

（二）境外敵對勢力之政黨或其他訴求政治目的之組織、團體或其派遣之人。

（三）前二目各組織、機構、團體所設立或實質控制之各類組織、機構、團體或其派遣之人。

第三條

任何人不得受滲透來源之指示、委託或資助，捐贈政治獻金，或捐贈經費供從事公民投票案之相關活動。違反前項規定者，處五年以下有期徒刑，得併科新臺幣一千萬元以下罰金。

第四條

任何人不得受滲透來源之指示、委託或資助，為總統副總統選舉罷免法第四十三條或公職人員選舉罷免法第四十五條各款行為。違反前項規定者，處五年以下有期徒刑，得併科新臺幣一千萬元以

下罰金。

第五條

任何人不得受滲透來源之指示、委託或資助，進行遊說法第二條所定之遊說行為。違反前項規定者，處新臺幣五十萬元以上五百萬元以下罰鍰。違反第一項規定，就國防、外交及大陸事務涉及國家安全或國家機密進行遊說者，處三年以下有期徒刑，得併科新臺幣五百萬元以下罰金。第二項所定之罰鍰，由遊說法第二十九條規定之機關處罰之。

第六條

任何人受滲透來源之指示、委託或資助，而犯刑法第一百四十九條至第一百五十三條或集會遊行法第三十一條之罪者，加重其刑至二分之一。

第七條

受滲透來源之指示、委託或資助，而犯總統副總統選舉罷免法第五章、公職人員選舉罷免法第五章或公民投票法第五章之罪者，加重其刑至二分之一。

第八條

法人、團體或其他機構違反第三條至第七條規定者，處罰其行為負責人；對該法人、團體或其他機構，並科以各條所定之罰金或處以罰鍰。

第九條

滲透來源從事第三條至第七條之行為，或指示、委託或資助他人從事違反第三條至第七條之行為，依各該條規定處斷之。任何人受滲透來源指示、委託或資助而再轉指示、委託或資助者，亦同。

第十條

犯本法之罪自首或於偵查或審判中自白者，得減輕或免除其刑；自首並因而防止國家安全或利益受到重大危害情事者，免除其刑。

第十一條

各級政府機關知有違反第三條至第九條之情事者，應主動移送或函送檢察機關或司法警察機關偵辦。

第十二條

本法自公布日施行。

こうした法制化は台湾の言論の自由を損なうものであるという批判の声もある。戒嚴令下の台湾への回帰だとの指摘もある。台湾に住む人々のその答えが総統選挙に現れるとすれば、蔡英文総統の2020年1月の再選がその当面の答えであっただろう。

2020年1月11日23時57分に新華社は「2020年台湾地区领导人选举结果揭晓」（2020年台湾地区指導者選挙結果明らかになる）として、全文次のような「台北電」で蔡英文総統の再選と立法院議員選挙結果を速報した。

新华社台北1月11日电（记者吴济海、查文晔、傅双琪）2020年台湾地区领导人选举投票11日下午4时结束。当晚出炉的计票结果显示，民进党候选人蔡英文、赖清德当选台湾地区正、副领导人，得票817万余张，得票率为57.1%。

另两组候选人中，中国国民党候选人韩国瑜、张善政得票552万余张，得票率为38.6%；亲民党候选人宋楚瑜、余湘得票60万余张，得票率为4.3%。

同时举行的台湾地区民意代表选举结果也于当晚揭晓。在台湾地区立法机构总共113个席次中，民进党获得61席，国民党获得38席，台湾民众党获得5席，“时代力量”获得3席，“台湾基进”获得1席，无党籍及未经政党推荐者获得5席。

(日訳)

新華社台北1月11日電（記者呉済海、査文曄、傅双琪）2020年台湾地区指導者の選挙投票は11日午後4時に終了した。同夜明らかになった票数計算結果は、民进党候補者蔡英文、頼清徳が台湾地区の正、副指導者に当選し、得票は817万余票で、得票率は57.1%であった。

他の二組の候補者の内、中国国民党候補者韓国瑜、張善政は552万余票得票し、得票率は38.6%となり、親民党の宋楚瑜、余湘は60万余票得票し、得票率は4.3%であった。

同時に行われた台湾地区の民意代表選挙結果も同夜明らかになった。台湾地区立法機関合計113の議席の中で、民进党が61議席を獲得、国民党が38議席を獲得、台湾民衆党が5議席を獲得、「時代力量」が3議席を獲得、「台湾基進」が1議席を獲得、無党派および政党の推薦を受けていない者が5議席を獲得した。

上掲の新華社の速報を見れば分かるように、中国は「中華民国総統選挙」と「立法院議員選挙」ではなく、あくまでも「台湾地区」の「指導者」と「民意代表」の「選挙」だとして考えていることを示している。すなわち、この報道には中国と台湾の関係は対等ではなく、中央と地方の関係に過ぎないという台湾を矮小化する党と政府の立場が反映されているのである。「反浸透法」の制定が台湾を「赤色浸透」から守り切れるのか、それは内部的には経済状況の影響を受けると同時に、外部的には国際関係の動向によっても左右されるであろう。

おわりに

「多元文化」をもつ台湾が独立を実現するか否かを決めるのはそこに住む人々の意思にかかっている。こうした「理想」を語るのは現実的ではないであろう。それは独立を認めない中華人民共和国が国連安保理の常任理事国である以上、台湾の当面の活動範囲は限定されるからである。ただ、中国が変わるとすれば台湾に住む人々の意思が優先される時が来るかもしれない。当面、香港における「一国兩制」の現状はその時が近い将来訪れる可能性が大きいことを示している。そして、経済実体としてますます強大化する中国というブラックホールを前に、台湾は自立を維持していけるのか、台湾の為政者はその舵取りが試されて行くであろう。そして、もう一つの要因である国際関係の動向とは一に米中関係にかかっている。強大な中国に対峙する台湾の後ろ盾は言うまでもなく「台湾関係法」をもつ米国である。米中関係の帰趨によって台湾の将来も左右される。ランプ政権は中国との関係を修正し、最終的に中国共産党独裁体制を批判するようになった。それは中国が「一強」であった米国を凌駕するような国力をもつようになるであろうとの危機感を背景にしている。新たに発足したバイデン政権がいかなる政策を採るのかによって台湾をめぐる環境も変わってくる。もとより、中国の「大外宣」、すなわち「赤色浸透」の対象は米国にあった。すなわ

ち、「宣伝戦」の対象として米国があると同時に、台湾もあるのである。あらゆる資源を利用しての「シャープパワー」(Sharp Power・鋭實力)を動員しての「宣伝戦」を戦うことができる態勢が中国共産党一党独裁体制の下では容易に構築されるのに対して、民主主義制度にある国家体制の下では限界があり、フリープレスの原理下にあるメディアはそれに対抗することはほぼ不可能である。

中国共産党は国民党が中国大陆で目指した党国体制を実現し、メディアを完全に統制下に置いている。こうした政治環境が中国共産党の指導するジャーナリズムの中国モデルとなっている。これは台湾の民主主義制度の下にあるフリープレスのジャーナリズムとは相容れないものであることは言うを待たない。国民党にしろ共産党にしろそれぞれ国民革命と新民主主義革命のためにメディアを宣伝の道具として利用してきた歴史を考えると、台湾における戒厳令解除後のフリープレスのジャーナリズムは、一つの実験ともいえる。技術の進歩に伴って、「ネット時代」に生活するようになった人々のジャーナリズム・メディアに対する期待も変容する中で、その「多元文化」から派生する多様性を維持していくことができるか否かは、台湾に住む人々によって決められることになるであろう。しかし、「大一統」を目指す中国の為政者の志向は台湾という一「地方」の「民意」を許容するはずもない。それは、香港の直近の動向を見るまでもなく、明白なことである。

それは日本にとっても対岸の火事ではなく、台湾をめぐる米中関係の帰趨は台湾のみならず日本の将来を決定づけることにもなるであろう。その中で、国交のない台湾を傍観することは、かつて50年にわたって植民統治したにもかかわらず、台湾の人々から高い好感度をもって見られている日本人にはできないであろう。ただ、政治は実利に導かれるものであり、日本政府が1972年に中華人民共和国を中国を代表する政府として認知したことは理由のないことではなかったであろう。その中国を理解しようとするうえで、メディアは中国共産党に管理され、その代弁者であるというリテラシーがあれば、中国のメディアから流される情報に触れた際、共産党が設定するフレームを通してのものであることが容易に理解できる。しかし、フリープレスの原理に基づく台湾のメディアは多種多様でその中から事実を探り出し、一定の結論を見出すことは容易なことではない。

国立国会図書館に「リサーチ・ナビ」(<https://rnavi.ndl.go.jp/rnavi/research-navi.php>)があり、「台湾：サーチエンジン・ポータルサイト」を開設している。「当ウェブサイトは、当館職員が調べものに有用であると判断した図書館資料、ウェブサイト、各種データベース、関係機関情報（以下、「情報源」といいます。）を、特定のテーマ、資料群別に紹介するものです。当ウェブサイトは、紹介する情報源に対して何らかの宣伝や当館による権威付けを行うものではありません。」という「断り書き」があるものの、台湾の情報を得る上で一つの参考となる。例えば、「台湾：放送局」（更新日：2020年6月4日）については、「國家通訊傳播委員會 / National Communications Commission」をはじめ、テレビ局ではTVBS、原住民族電視台 / Taiwan Indigenous、公共電視、全民電視（民視） / FTV、台灣電視 / Taiwan Television (TTV)、中華電視 / Chinese Television System (CTS)、中國電視 / China Television (CTV)、東森電視 / Eastern Broadcasting Company (EBC)、八大電視 / Gala Television (GTV)などの局名を挙げている。また、ラジオ局では、Hitoradio・台北之音・Hit Fm、警察廣播電臺 / Police Broadcasting Service of Taiwan、好事聯播網 / BEST NET、正聲廣播 / Chengsheng Broadcasting、全國廣播 / M-Radio、大眾廣播 / KISS RADIO、寶島聯播網、台北國際社區廣播電台 / International Community Radio Taipei

(ICRT)、中央廣播電台 / Radio Taiwan International、中國廣播公司 / Broadcasting Corporation of China (BCC)、飛碟聯播網 / UFO Network、原住民族廣播電台 / Alian Radio の局名が挙げられている。さらに、新聞などについては、Google 新聞 台灣版をはじめ、The China Post / 英文中國時報、Taipei Times / 台北時報、Taiwan Industry Updates、Taiwan News Online / 台灣英文新聞、自由時報 / The Liberty Times、蘋果新聞網（蘋果日報） / Apple Daily、美洲台灣日報 / Taiwan Daily、中央通訊社 / Central News Agency、中時電子報（中國時報） / China Times、聯合新聞網 / udn.com などの名前が挙げられている。国会図書館職員が経験に基づいて選択したこうしたサイトは多様な台湾メディアの一端に過ぎないが、当面の台湾の動向を知るうえで参考になる。

なお、筆者は Yahoo 奇摩を利用したり、「各地報紙～中文報紙 / 華文新聞報紙 / 報紙新聞 / 媒體刊物 (hi2100.com)」から台湾のメディアにアクセスする。そこには國語日報、中央通訊社、中時電子報、聯合新聞網、東森新聞報、中央日報、中華日報、時報週刊、自由時報、蘋果日報、台灣新生報、中華新聞網、台灣日報、更生日報、立報、Digi Times、人間福報、大成報、銘報、南方快報、公視、台視全球資訊網影音城、華視全球資訊新聞網、中視全球資訊新聞網、台北之音、TVBS 新聞、TVB 每日資訊、民視新聞網、中天電視網、探索頻道 Discovery、中廣全球資訊網、NEWS 98 新聞網收聽などのウェブサイトがある。また、「世界各国網址大全」台湾网站 - 世界各国網址大全 (world68.com) を利用することもある。もちろん、中国の中国台湾網 (taiwan.cn) を見ることも忘れてはいない。

2020年11月18日、中国寄りとされる旺旺中時メディアグループ（旺中集団）傘下にある中天電視網が「國家通訊傳播委員會（NCC）」によって放送免許の再交付が認められなかった。（台北中央社）こうした決定に対して賛否両論がある。その当否についてはしかるべき機関で議論されるであろうが、中台間の「宣伝戦」の外延における出来事であることは確かである。

こうした海峡対岸の中国との「宣伝戦」の渦中にある台湾の「真実」に近づくための「事実」を、フリープレスの原理に基づくコミュニケーション・メディア環境にある「ネット時代」に入った台湾の上掲のメディアから得ようとするとは簡単なようで、簡単ではない。もとより、メディアを通じて流される情報はそれを発信する人、組織、国家によってある意図をもって構成されるものであるというメディアリテラシーの基本に立ち返ることが情報の大海を泳いで行く唯一の方途なのかもしれないが、それ以上に情報の真偽を識別できる素養をわれわれは備えるべきなのであろう。